

最高裁秘書第2114号

令和7年6月23日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会委員長

諮問番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、諮問を下記のとおり受けたので、通知します。

また、同諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを別添のとおり送付します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

以下の裁判官の常填補先（配属部を含む。）が分かる文書（令和6年4月当時のもの）

① 50期の右田晃一

② 51期の進藤光慶

③ 52期の三浦隆昭

2 苦情の申出がされた日

令和7年3月14日

3 諮問番号等

(1) 諮問番号

令和7年度（情）諮問第55号

(2) 諮問日

令和7年6月16日

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

令和7年6月16日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長

### 理由説明書

苦情申出人は、東京高等裁判所（以下「原判断庁」という。）がした不開示の判断に対し、令和7年3月13日付け（同月14日受付）司法行政文書の開示に関する苦情の申出書のとおり主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

### 記

#### 1 開示申出の内容

以下の裁判官の常填補先（配属部を含む。）が分かる文書（令和6年4月当時のもの）

- ① 50期の右田晃一
- ② 51期の進藤光慶
- ③ 52期の三浦隆昭

#### 2 原判断庁の判断内容

原判断庁は、1の開示申出に対し、令和7年3月5日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

#### 3 最高裁判所の考え方及びその理由

- (1) 裁判所においては、内容が軽微かつ簡易な司法行政文書であって、保存期間を1年以上とする必要のないものは、短期保有文書として事務処理上必要な期間が満了したときに廃棄するものとしている（平成24年12月6日付け事務総長通達「司法行政文書の管理について」記第4の3の(4)、同日付け秘書課長

通達「下級裁判所における司法行政文書の管理の実施等について」記第11の2の(5)。

原判断庁において、最高裁判所事務総局人事局に提出するため、本件開示申出に係る文書（以下「本件開示申出文書」という。）を作成したが、本件開示申出文書は、内容が軽微かつ簡易な司法行政文書であることから、事務処理上必要な期間である上記人事局への提出時をもって、組織内で共有又は保存する必要性がないと整理し、廃棄した。原判断庁の事務処理上、1の各裁判官のてん補終了の有無にかかわらず、本件開示申出文書を保有しておく必要性はなく、上記のとおり廃棄していることが不自然とはいえない。

(2) これに対し、苦情申出人は、常てん補が終了したかどうか分からない令和6年7月5日時点で本件開示申出文書が本当に廃棄済みかどうか不明である旨主張するが、原判断庁において廃棄したことは上記のとおりである。

(3) よって、原判断は相当である。